

令和元年度 第4回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和2年1月27日(月)午後2時00分～午後5時15分
開催場所	松阪市役所入札室・視察現場
出席者 (敬称略)	委員長 楠井 嘉行 (弁護士) 副委員長 村田 裕 (前名城大学教授) 委員 坂本 昇 (税理士) 委員 古田 顕子 (司法書士)
事務局	契約検査統括参事 岡野 調達係主任 山下 契約担当参事 松下 契約係長 中西 検査指導係長 野口 契約係主任 東 検査指導担当主査 大河内 契約係主任 奥 調達係長 柳川
現地視察	鎌田中学校校舎改築工事 (鎌田町地内)
議題	議題1 入札及び契約の状況報告 (令和元年10月から12月分) ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議 (古田委員抽出) 議題3 随意契約に係る意見聴取について その他 ・最低制限価格等に関する調査報告 ・次回開催日程及び抽出委員の選出等について
●現地視察 (2時10分～3時45分)	
鎌田中学校校舎改築工事において、事業担当者から説明を受け視察を実施。 【施設名】 鎌田中学校 【工事名】 平成30年度松阪市立鎌田中学校校舎改築工事 【工期】 平成30年7月11日～令和2年1月31日 【施設概要】 鉄筋コンクリート造 3階建て 7,028.13㎡	

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
・入札及び契約の状況報告として、今期 10 月から 12 月までの工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。	・工事の発注状況について この第 3 四半期の入札件数は総計 143 件。内訳は工事 121 件、委託 17 件、入札不調 4 件、中止 1 件。入札件数は前年比で 21 件の減。契約金額は総額 22 億 8886 万 4600 円で内訳は工事 21 億 4660 万 1600 円、委託 1 億 4226 万 3000 円で前年比約 10 億円の増。大型の土木工事で約 2 億 5 千万円の下水道工事と約 5 億 4 千万円のポンプ場増設工事の発注が増額の要因である。 平均落札率は全体が 84.34%で工事、委託ともに最低制限価格付近での落札率となり、競争性が十分発揮された結果と考えている。 4 月からの累計では総件数 401 件で前年比 57 件の減、契約金額は約 72 億 800 万円で約 43 億 5000 万円の減。昨年度の大型建築物が多く発注されたことが確認できる。 ・指名停止措置について 続いて今期の指名停止措置状況は1件。松阪市営繕課発注の建築工事において、作業中に下請け作業員が足場から転落する事故により、肋骨を骨折し2ヶ月以上の加療を要するとの診断書から松阪市建設工事等指名停止措置要綱に基づき別表第1第8号の「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」に基づき1ヶ月間の指名停止措置を行った。同社は同年8月8日にも松阪市営繕課発注の他の解体工事において、作業中に発生した産業廃棄物であるトランスを作業員が誤ってトラックで搬出し、その際に道路上に油を散乱させ、その油により民間人同士の交通事故発生の原因を作ったことから「著しく安全義務を怠った」とし

	て、文書による嚴重注意を行った。 2ヶ月という短い期間で2件の事案が発生したことで厳しく注意等の指導を行いました。 以上、指名停止の報告とさせていただきます。
●抽出事案の審議（古田委員抽出）	
・では、この四半期の抽出案件として、高落札率の案件、参加者少数の案件などを、事前に事務局に抽出依頼しているので、事務局から説明をお願いしたい。	・まず、全体的な状況について、例年この時期は業者の手持ち工事が増える時期。取り分け、採算が取りにくい少額工事や特殊性のある工事などで参加者が減少傾向になる。今年度は昨年に比べ大型建築物を含む建築工事が減少により建築工事に係る入札不調件数も減少している状況。 入札参加者数5社以下、落札率90%以上 入札参加者数5社以下で落札率90%以上の案件は4件。まず、「松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区桜町下水道管渠更生工事」。この工事は、老朽化している下水道管の長寿命化を図るための更正工事で毎年分割発注している。同町は今年度で最後の工事となる。この工事には、一般財団法人日本下水道新技術機構による建設技術審査証を取得している協会員であることが条件。更正工事の発注は当市でも少ないうえ、参加可能な市内業者は数社程度で参加可能業者の繁忙期であることから1社になったも

	のと考えている。 今後同様の発注があれば、入札参加条件を県内までに拡大するなど競争性を高める手法を考えていかなければならない。 次に、東出線測量調査業務委託と落札率90%以上の工事3件は、予定価格算出率が高く設定されたことで、最低制限価格を下回る応札をした業者が失格となった。 次の配水管布設替設計業務委託2件は、同日に入札を行った。両案件に2社入札参加し、1社が落札した結果、次の案件で同日落札制限により残りの1社が落札している。入札案件2件に参加2業者が高い金額で応札しており競争の結果、高い落札率となったもの。 この3件の業務委託と資料2の入札参加者数5社以下の30件の中にも9件の業務委託案件がある。今期発注した業務委託17件の中に入札参加者少数の案件が12件と多かったことで分析を行った。別紙1をご覧ください。 ・ 四半期毎の平均入札参加者数について、今年度と平成30年度を比較したところ、第1四半期について、平成30年度は11.5社に対し今年度は11.0社、第2四半期は平成30年度が9.1社に対し今年度が7.0社、第3四半期は平成30年度が7.8社に対し、今年度は4.6社。昨年度の今期と比べると大きな差が生じていることが分かった。 詳細な理由が断定できないが、今年度の4月1日から改正した発注基準に一部の要因があるのではないかと考えている。改正内容については、当委員会でも報告しているが、発注基準の地域要件を市内優先に改正したことや市内業者が単独で受注できる設計金額の上限を引き上げるなどの改正である。 別紙1の（2）の業者別落札業者地域別比較の合計欄をご覧ください。準市内・
--	--

	県内業者の減少が見られ、市内業者が12月末時点で昨年度を超える状況。この改正の影響が今年度の第2四半期中頃から表れてきた。これに加え、市内業者の手持ち件数が増え、新たな案件への参加を控える結果になったのではないかと分析している。現時点においては、第4四半期以降の傾向を注視しながら、市内業者の手持ち件数を増やすなどの改正を検討しなければと考えている。 入札参加者5社以下 入札参加者5社以下の案件は30件あった。内訳として、建築工事が11件、土木工事関係が7件、業務委託関係が9件、造園関係が3件。これらの案件は、5社以下の少数参加となっているが、最低制限価格付近の落札率から一定の競争性は確保できていると考える。委託業務については先程説明させていただいた。造園関係については参加業者が限定的であり、当委員会でも注視していく案件であると意見をいただいている。建築関係も以前より説明しているが、市内に建築関係の許可業者が少数であること、この時期民間の業務受注も考えられ、土木工事を含めて手持ち工事件数の関係上、技術者の配置が出来ない理由などで参加者が少ない原因と分析している。 2ページをお願いしたい。その中で1社入札の案件で「名倉橋耐震設計業務委託」と「飯高保健センター内装改修工事」は、双方とも飯高町森地内が現場である。繁忙期や手持ち制限などを理由に現場が遠方になることから入札参加を控えたものと分析をしている。 次に「竹輝銅庵モーマースタジアム外1公園グランド補修工事」と「松阪市公共下水道事業松阪第2処理分区マンホールポンプ設置工事」は、通常の工事に比べ落札率が低くなっているが、今まで希望価格型の入
--	---

	札として実施してきた事案である。これまでの委員会でも説明しているが、希望価格型入札は、発注者として契約を希望する価格として10%控除した金額を予定価格として設定してきたが、根拠なく控除することは歩切りとされることが懸念されることなどから価格設定や名称などを含め検討を行ってきたものである。設計上、歩掛りがない項目については見積りによるものとするが、見積価格の中でも物価調査会で確認された価格は適正とする点、過去の同種案件の入札状況を調査したうえで見積価格が適正か否かを判断することなどから、根拠づけをしっかりと行い設計金額を確定させることとした。ただし、見積価格については、適正性が検証されないものも含まれることを考え、最低制限価格を除外したうえで通常の一般競争入札として執行していく方向としたもの。今回2件について試行的に実施したが、十分競争性が発揮され、低い落札率での入札結果となった。ただし、当委員会でも指摘があったがダンピング問題や工事品質の確保については注視していかなければならないと考えている。 低入札型について 低入札型案件は3件。内2件は失格基準価格の75%付近の落札率で低入札契約を締結、残り1件は落札率94.27%で通常契約を締結。この3件の内容について、まず一つ目、下水道の污水管渠工事。参加は10社で落札率74.93%。 二つ目、設計額3億円を超える下水道污水幹線管渠工事。参加者数は10社で落札率75.74%。 最後に、塩浜排水区沖スポンプ場増設工事（下部工）の設計額5億円を超える大型の土木工事。参加者数は2社で落札率94.27%と高い応札結果であった。
--	---

参加者が少数である理由、業務委託に関して参加者が減少してきている原因、さらにこれまで改善を検討してきた希望価格型入札の改正などご説明いただいた。また、低入札契約の2件の工事についてもこれまで同様に課題も見られることから、今後も適正に入札契約が実施できるよう、また品質の確保についても注視していただきたいと思う。それでは、今回の抽出案件の中で2点ほど再確認したいと思う。 ・1点目、低入札型工事でポンプ場の増設工事。高額な土木工事であるが、特殊性があり難易度が高い工事で参加者が少数で落札率が高くなった。また、今後建物を建築していくが一括して工事を施工できないのか。詳細な工事内容、スケジュールを確認	入札中止・不調について まず、中止案件は1件。公告案件中に設計書中に誤りが確認されたことで中止措置を行った。この件について設計書の見直しを行い再度発注し入札は終えている。 次に入札不調の4件。まず1件目飯高B&G海洋センター天井材撤去他工事。3社の入札参加があったものの辞退届の提出、同日落札制限で残り1社となったが、予定価格を超過していることから不調となった。 次に殿町中学校正門改修工事。参加者が無しで不調となった。 続いて高須町公園多目的広場施設維持管理修繕工事。1社の参加があったが予定価格を超過したため不調となった。 最後に松阪市立鎌田中学校校舎解体及び屋外付帯工事。設計金額が約3億5千万円と高額で、校舎解体と外構の工事である程度入札参加を見込んでいたが、結果入札参加が無く不調となった。 ・塩浜排水区沖スポンプ場増設工事（下部工）は、現在稼働しているポンプ場の横に並列して新しいポンプ場を増設する工事。完成までのスケジュールは、この下部工事が令和3年2月までの工期。その後、除塵機棟・コンテナ棟などの建築工事を施工し、令和3年度以降で機械設備・ポンプ設備・除塵機設備・受電設備などの各設備設置に係る機械工事や電気工事を施工する。令和4年度は放流渠・合流井などの土木工事の施工、令和5年度に場内整備に係る土木工事を経て令和6年4月の供用開始を予定。今回の工事は、スクリー渠と機械棟下部が一体構造で、今後設置予定のポンプ設備の配置に基づき機械棟も配置が決まってくる。それらの配置を想定した建物基礎を含む下部工事になるため、特殊性があり難易度が高
---	---

したい。 ・次に２点目、入札不調となった松阪市立鎌田中学校校舎解体及び屋外付帯工事について、通常校舎の建替えになるので、旧校舎の解体と外構工事、グラウンド補修工事も一体として一括発注をしなかったのが疑問である。また、２月には解体工事と屋外付帯工事を分離し、入札条件を見直し再入札を行うとのことでした。今回のように参加者が無いということは想定されないのでしょうか。また、再度入札不調となった場合の対策と完成時期について教えていただきたい。	いものである。 入札参加条件は、通常工事の発注基準で３億円以上の工事は、市内・準市内業者で資格総合点数９００点以上、JVは代表構成員（県内業者）１２００点以上、他の構成員（市内業者）８３０点以上。この工事は施工の難易度が高いことから工事履行の担保を取るために市内・準市内業者で１０００点以上、JVの他の構成員を市内業者８７０点以上と１ランクずつ上位設定をし、かつ土木工事での同種同規模の実績を求め発注を行った。 参加業者数が少なかったことに関しては、従前では競争性が確保できる参加業者数を想定していた。先程もご説明させていただいたが工期が長く、難易度が高い工事で履行確保のため資格総合点数を１ランク上位設定したことに若干の影響があったかもわからない。一括発注については、下部工が「土木一式工事」で建築物は「建築一式工事」の違いがあり、下部工は設計金額約６億円、建築物は約３億円と高額な工事となるため金銭的にも技術的にも参加できる業者が限られることもあり、分離発注が望ましい工事である。 鎌田中学校として一括発注ということですが、新校舎建築の前には担当課において解体工事も一括して発注という議論もあったと確認。結果的に今回の解体工事に入札参加業者がなく、入札不調となったことで一括発注していたらという声もあるが、当初の考え方として、新校舎建設については設計金額が非常に高額であるため、専門的な技術を有する工事ごとに分離した方が効率的であること、複数の業者の受注機会を設けるなどから建築工事と電気工事、設備工事を分離発注している。また同じような理由から解体工事についても分離発注する方向になった。色々な議論があったが最良
--	--

	の方法を取った結果であると考えている。グラウンド補修工事は、土木工事として発注することから建築工事と区分して発注予定のため、一括発注という考えはなかったもの。また、解体工事と付帯工事を分離し、再発注を行います。分離したことで工期が短縮され技術者を拘束する期間が短くなり参加しやすくなったことや、付帯工事は不要で解体工事に専念できる、また入札参加条件を見直したことで入札参加業者が増え、ある程度入札参加者数を見込んでいる。仮に不調になった場合、再度の工事の分離は出来ないと考えており、入札参加条件をさらに見直し再入札することになります。再度不調になれば2月の議会承認が得られず、次期議会開催にずれ込めば当初予定の完成も困難になると思われる。
● 随意契約締結に係る意見聴取について	
・ 今期対象となる随意契約について事務局より説明されたい。	・ 対象の随意契約 4 件について説明する。 ① 中ノ庄第二排水機場施設改修工事 市内には、39 箇所の湛水防除施設（排水機場）があり、そのほとんどが昭和後期から平成前期に設置されており、施設の老朽化が著しいため、定期的な点検・修繕とともに計画的な施設の改修を行い、台風及び集中豪雨などの非常時に適正な稼働が出来るよう維持管理に努めている。中ノ庄第二排水機場は、平成 12 年度に設置され、それ以来計画的な改修及び軽微な修繕を繰り返しながら現在に至っており、今後も健全な稼働ができるよう抜本的な整備として、取替等を実施するものである。本工事の施工にあたっては、既設設備の構造及び機能を熟知していること、また、必要となる機器部

委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	品等も特定でき、材料の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となる。既設設備の制作、据付については、契約相手方が行い、当施設の修繕・メンテナンスについても担当し、これまで当該施設全般の機器の診断や点検、修繕にも携わっていることから、ポンプの取替にあたり既設設備への取付、調整に確実な対応ができ、現場の状況や知識等に精通していること、また施工後のメンテナンスの面からも責任の所在を明確化するため、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ② 田村第二排水機場施設改修工事 市内には、39 箇所の湛水防除施設（排水機場）があり、そのほとんどが昭和後期から平成前期に設置されており、施設の老朽化が著しいため、定期的な点検・修繕とともに計画的な施設の改修を行い、台風及び集中豪雨などの非常時に適正な稼働が出来るよう維持管理に努めている。田村第二排水機場は、昭和 60 年度に設置され、それ以来計画的な改修及び軽微な修繕を繰り返しながら現在に至っており、今後も健全な稼働ができるよう抜本的な整備として、ポンプのオーバーホールを実施するものである。本工事の施工にあたっては、既設施設との適合があるため、既設設備の設計、構造及び機能を熟知していること、また、必要となる機器部品等も特定でき、材料の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となる。既設設備の制作、据付については、契約相手方が行っているため、当施設の構造及び機能を熟知しており、日々の修繕・メンテナンスについても担当し、これまで当該施設全般の機器の診断や点検、修繕にも携わっていることから、ポンプの更新に確実な対応ができ、現場の状況や知識
---	---

委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	等に精通していること、また施工完了後の既設設備の調整に対して修繕・メンテナンスの面からも責任の所在を明確化するため、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	③ 一志排水機場施設改修改修工事（その 1：ポンプ設備） 市内には、39 箇所の湛水防除施設（排水機場）があり、そのほとんどが昭和後期から平成前期に設置されており、施設の老朽化が著しいため、定期的な点検・修繕とともに計画的な施設の改修を行い、台風及び集中豪雨などの非常時に適正な稼働が出来るよう維持管理に努めている。一志排水機場は、昭和 60 年度に設置され、それ以来軽微な修繕を繰り返していたが、施設の長寿命化を図るため、平成 28 年度に機能保全計画を策定し、健全な施設の維持管理に努めている。今回はその計画に基づいて今回ポンプ施設等の更新を行い、一志排水機場の長寿命化を図るものである。本工事の施工にあたっては、既設施設との適合があるため、既設設備の設計、構造及び機能を熟知していること、また、必要となる機器部品等も特定でき、材料の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となる。既設設備の制作、据付については、契約相手方が行っているため、当施設の構造及び機能を熟知しており、日々の修繕・メンテナンスについても担当し、これまで当該施設全般の機器の診断や点検、修繕にも携わっていることから、ポンプの更新に確実な対応ができ、現場の状況や知識等に精通していること、また施工完了後の既設設備の調整に対して修繕・メンテナンスの面からも責任の所在を明確化するため、自治令第

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ④ 令和 3 年度評価替鑑定業務委託 本業務は、3 年ごとに行われる固定資産税評価替えに伴う、標準地（鑑定地）の不動産鑑定業務である。今年度は令和 3 年度の評価替えのために約 9 0 0 地点の不動産鑑定を行う。 鑑定結果等に地域間の著しい格差や過去の鑑定成果等との大幅な差異が生じることとは、課税評価の信用、行政の信頼の失墜につながるものであり、業務の適正な履行には十分な配慮が必要となる。 契約相手方は、国の公示価格や三重県の地価調査価格、また県下 1 4 市の評価替鑑定委託業務を受託していることから県下を縦断的に均衡のとれた鑑定評価が期待でき、地域の実情も十分に把握された地元の鑑定士が鑑定評価を行うことから、より適正な業務が期待できる。 これらのことから自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。
---	--

最低制限価格等に関する調査報告について

前回の委員会で、松阪商工会議所建設部会から入札制度改正要望、松阪市議会からの意見書に対して、当委員会でも審議を行う必要性から委員長から研究課題をいただいた。このことについて可能な範囲で調査を行ったので報告をする。

・最低制限価格を引き上げた場合の入札差金の影響。

平成 26 年度から令和元年 10 月末までの契約状況を集計した。

事業全体の影響額として、設計額から契約請負金額を差し引いた契約時の入札差金と一般工事 85%付近の落札率を 90%、低入札契約 75%付近の落札率を 80%、委託関係 75%付近の落札率を 80%にそれぞれ 5%程度引き上げた場合の入札差金を比較し差引額を表した。

・低入札契約に係る最低制限価格（失格基準価格）算定率の引き上げに伴う影響について

平成 30 年度に執行した低入札型工事の入札である。土木関係の土木一式工事 12 件と水道本管工事 2 件、全て落札率が 75%から 77%の間で失格基準価格付近での落札である。建築工事関係では、電気工事 1 件、管工事 1 件で低入札契約となっておりますが、いずれも落札率 80%を超え失格基準価格付近での応札ではなかった。さらに建築一式工事の 5 件、管工事 2 件については低入札価格型として入札を行っているが、落札率が 85%を超えており低入札契約ではなく通常契約であった。

仮に落札率を 80%、85%、90%に引き上げた場合の入札差金の差引額を表した。

	・平成30年度・令和元年度の入札事案と公契連モデルとの最低制限価格の比較。 まず、公契連モデルの説明。建設工事の設計書の組み立てになるが、主に直接工事費と共通仮設費、現場管理費、一般管理費に消費税相当額を足した金額となる。国交省が定める公契連モデルは低入札調査基準の運用における各費用の算定割合を定めたもの。 次に土木関係工事の基準改正の経緯を表している。平成20年4月は直接工事費の95%と共通仮設費の90%、現場管理費の60%、一般管理費の30%の金額を足すと最低制限価格は概ね設計金額の80%程度になる。設定範囲が3分の2から85%とあるのはその算定式から算出された割合がこの範囲内であれば有効である規程。国交省はこの算定割合で求めた数字を応札額が下回った場合、低入札価格の入札として審査を行い落札決定している。平成31年4月以降は最低制限価格となる数字が概ね90%程度。範囲も75%から92%に改正されたもの。ほぼ毎年割合が改定され担い手3法の改正に伴う公共工事に対する改革が進められていることが分かる。 公契連モデルに準拠した三重県モデルの経緯も参考に表している。平成28年4月の改正内容を比較すると、公契連モデルが現場管理費を90%に引き上げているが、三重県モデルは現場管理費に加え共通仮設費を95%、一般管理費を65%に独自に引き上げを行っている。さらに平成29年度にも割合を引き上げ、平成31年度からは設定範囲を70%以上とし上限を撤廃し、現在の最低制限価格は公契連モデルより高く設定されている状況である。国・県や市町の状況からほとんどの工事の最低制限価格の上限を90%程度に設定しており、公契連モデルで
--	--

・ ご報告ありがとうございます。この件については、継続して注視していく必要がある。	の計算上も概ね90%程度として試算されている。
● 次回開催日程及び抽出委員の選出	
・ 次回開催日を令和2年3月23日（月）の15：00 からとし、抽出委員は楠井委員長とする。	